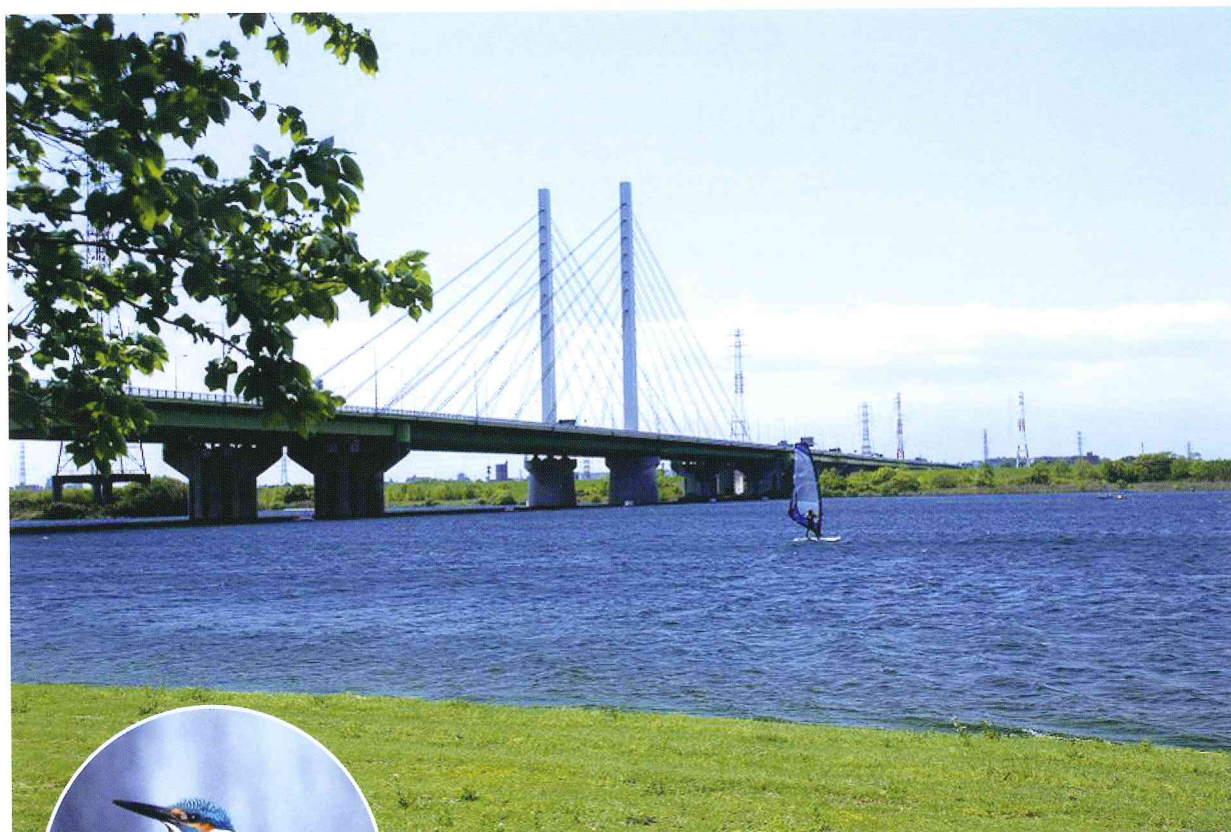


戸田市地球温暖化対策条例が 平成22年6月1日に施行されます



〈条例制定の目的〉

市や市民、事業者など、市にかかわる全ての人が行うべきこと、温室効果ガスの排出量の目標、その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民等の健全な生活を確保するとともに、持続可能な社会を実現させることを目的として、制定しました。

戸田市



市民等が行うこと

温室効果ガスの排出抑制及びその吸収源である森林、緑地等の確保の配慮

廃棄物の発生の抑制

再使用及び再利用

その他の廃棄物の減量化

資源の有効な利用

公共の交通機関または自転車の利用

自動車使用時の温室効果ガスの排出抑制

エコドライブの推進

地球温暖化対策に関する学習と実践



たとえば。。。

◆太陽光や太陽熱を利用しましょう。

市では環境に配慮したシステムの設置に対し補助を行っています。



◆マイバックを利用しましょう。



◆空調を夏は28℃に冬は20℃に設定するようにしましょう。

◆生垣やみどりのカーテン、屋上緑化に協力しましょう。



◆環境出前講座の利用やこどもエコクラブに参加してみましょう。

市が行うこと

【市の地球温暖化対策実行計画の策定】

市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市域から排出される温室効果ガスの削減目標や市の施策に、市民・事業者のみなさんとともに取り組み、温室効果ガスの抑制及び削減する計画を策定します。

事業者が行うこと

【事業者の地球温暖化対策計画書制度】

市内に設置している全ての事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が1,500kℓ以上（原油換算）の事業者（特定事業者）は、温室効果ガスの削減目標や排出抑制等の対策などを記載した、地球温暖化対策計画書の提出と実施状況の報告・公表が義務付けられます。

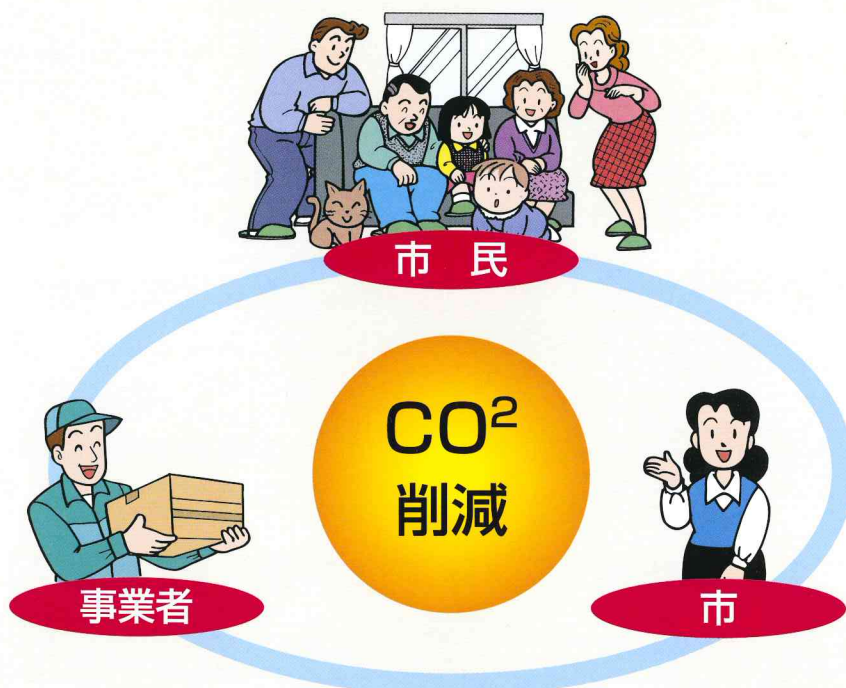
なお、特定事業者以外の事業者も地球温暖化対策計画書の提出等を行うことができます。

建築主が行うこと

【建築物環境配慮制度】

建築物の住宅部分の床面積が1,500㎡以上2,000㎡未満の新築・増築等をしようとする建築主（特定建築主）は、建築物環境配慮指針に基づき特定建築物環境配慮計画の提出が義務付けられます。

また、既存建築物で住宅部分の床面積が4,000㎡以上の建築物を所有又は管理する者は、建築物の改修を行う際に再生可能エネルギーの活用や建築物環境配慮指針に基づいた改修に努めてください。



▼市の取り組み（補助制度）

市では、環境に配慮した機器等の設置に関して市民や事業主に対し補助を行っています。

補助対象	補助額	
	個人住宅用	事業所用
太陽光発電システム	5万円/kW (2kW以上5kW以下)	5万円/kW (2kW以上20kW以下)
太陽熱温水器 ソーラーシステム	1万円/m ² (4m ² 以下)	1万円/m ² (20m ² 以下)
潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ・エコフィール)	3万円	導入費用の10% (限度額10万円)
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	7万円	
ガスエンジン給湯器 (エコウィル・ジェネライト)	10万円	導入費用の10% (限度額20万円)
燃料電池 (エネファーム)	20万円	20万円



▼その他の取り組み（学習・参加）

市民団体による環境出前講座を希望により開催しています。

年二回（6月・12月）に県のエコライフDAYの取り組みに参加しています。

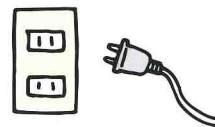
【エコライフDAYの取組の一例】

- 出かけるときは自動車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。
(336g・1年で5181円節約)

- 他の用事をするときは、テレビを消した。
(45g・1年で1143円節約)



- テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切ったりコンセントからプラグを抜いた。
(68g・1年で1715円節約)



● 問合せ先 **市民生活部 環境クリーン室**
 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1
 電話 048-441-1800 内線(344・377)